

JAF（社団法人日本自動車連盟）

○外国運転免許証の翻訳

外国運転免許の切替申請をするときに、外国運転免許の「日本語による翻訳」が必要になります。これは JAF、在日外国大使館、または外国行政庁（当該外国運転免許証を発行している行政当局）が発行したものだけが認められています。

○「日本語による翻訳文」申請について

- (1) 申請方法
- ・WEB 申請（日本語・英語対応）
<https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures>
 - ・郵送申請
 - ・窓口申請（事前予約制）
- (2) 必要書類 外国運転免許証 原則として原本（郵送の際は裏表をカラーコピー）、
 外国免許証翻訳文発行申請書 ※一部、在留カードのコピーが必要な場合があります。
- (3) 申請手数料 1 通 4,000 円。なお、郵送で申請する場合は、別途返送料が必要となります。
- * 日本語による翻訳文の再発行は原則として致しません。
 ただし、やむを得ない場合は新規の扱いとして 4,000 円にて再発行致します。
 また、外免切替申請が却下された場合でも、翻訳料金の返金はいたしませんのでご承知おきください。
- * 日本語による翻訳文の有効期限は、その免許証に記載の有効期限と同じです。

問い合わせ先 関西本部大阪支部 072-645-1300
 〒567-0034 大阪府茨木市中穂積 2-1-5

○改訂版「外国語版交通の教則」の販売

JAF では在日外国人の交通安全の啓発と交通事故防止を図るため、日本の交通規則をわかりやすく説明した外国語版「交通の教則」を販売しています。

<https://jaf.or.jp/common/visitor-procedures/rules-of-the-road>

問い合わせ先

- (1) 一般社団法人日本自動車連盟（JAF）

<https://jaf.or.jp/>

- (2) JAF 関西本部、大阪支部 〒567-0034 茨木市中穂積 2-1-5
 営業時間 10 時～17 時（土曜、日曜、祝日、年末年始は休み）
 TEL 072-645-1300

JAF 関西本部、兵庫支部 〒657-0044 神戸市灘区鹿ノ下通 2-4-13
 TEL 078-871-7530

※注 詳しくは、日本語がわかる人を介してお問い合わせください。